

令和3年第 2回
総会
2月

白井市農業委員会会議録

令和3年2月9日 開会

令和3年2月9日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和3年2月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	伊藤治
2番	岩井聡明
3番	今井幹代
4番	芦田恵子
5番	山崎正司
6番	山崎雅巳
7番	海老原清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

2. 小松隆夫
3. 小林幸子
4. 押田勝巳
5. 海老原菊夫
6. 高宮正明
7. 中嶋健次
8. 秋本善久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

1. 齊藤和博

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 2月19日金曜日
- ・事前審査会(案) 3月 2日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総 会(案) 3月 9日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年2月定例総会に御出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

新型コロナウイルスの影響で、1月7日に発令されました緊急事態宣言、当初は1か月間の予定でした。

3月7日までもう1か月間延長がされました。

このような状況の中におかれまして、またワクチンの接種が今月から始まろうとしておりますが、私たちが接種できるのが、4月頃になるのじゃないかと考えております。

このような状況の中で、いつになったら普通の生活ができるようになるのか心配なところでございます。

委員の皆様におかれましては、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和3年2月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、伊藤 治委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年2月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

まず、本件の3条の許可申請ですが、当初3件ということで皆様方に議案書をお渡ししたところなのですが、2番につきましては、申請者から取下げがありましたので、申し訳ありませんけれども、2番については取下げということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1番から説明させていただきます。

1番につきましては、根字井戸作の1筆で、地目、現況ともに畑です。

地積は56平方メートルです。

権利者については記載のとおりで、経営面積は361アールとなっております。

義務者は記載のとおりです。

事由につきましては、交換による所有権移転となっております。

続きまして、3番、こちらは木字野口下の2筆で、1筆が地目、現況ともに畑、もう1筆につきましては、地目が田、現況が畑となっております。

地積は2筆の合計で7,608平方メートルです。

権利者、それから経営面積、義務者につきましては資料のとおりです。

事由につきましては、賃貸借権の設定となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長今井です。

議案第1号1番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者と義務者の代理人の行政書士の方が出席されました。

申請地は、市役所から南西に約1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに整地されてきました。

以前の申請で、義務者の娘さんの家を建てるに当たり、権利者の所有する土地を進入路として利用するその代わりに、今回、権利者の梨畑と隣接する当該申請地を交換したいということです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、スピードスプレイヤー、トラック、トラクター、選果機がそれぞれ1台ずつで、農機具はそろっています。

労働力は世帯員が4人で、権利者と妻が農業に従事しています。

年間従事日数は330日、技術力もあります。

面積要件についても問題ありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、3番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は5番です。

当日は、権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北西に約1キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、畑では梨が栽培されており、田はきれいに整地されてきました。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、軽トラック1台、トラクター1台、刈払機1台です。

スプレイヤーは、現在、研修先でもある義務者所有のものを借りていますが、将来は購入を考えているそうです。

労働力は本人と妻、息子の3人です。

新規就農ということで経験は浅いですが、大変意欲があるようです。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 根地区担当農業委員の伊藤です。
義務者と権利者の方に電話でお話を伺いました。
今回の申請は、10月に許可された案件に関するものです。
義務者と権利者は、申請地と前回の申請地の一部とを等価交換でお互い了承しております。

権利者は、申請地を梨の栽培管理に効率的に利用したいとのことです。

また、前回の申請時にありました義務者の農地が、篠で茂った部分ですが、近いうちに改善すると伺いました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
3番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 木地区担当最適化推進委員の押田です。
先日、権利者及び義務者と会って、話を聞いてまいりました。
権利者は、農業技術的な問題は全くないと思います。
また、義務者も、権利者の相談にいつでも乗るということです。
以上のことから、権利者の新規就農及び農地の賃貸については問題ないと思います。
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

3番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、許可することに可決します。

議案第2号 令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第2号 令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第10次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和3年2月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料の3ページにつきましては、市長から農業委員会宛での協議文となっております。

続いて、4ページを御覧ください。

今回は、継続が1件、新規が10件となっております。

件数が多いものですので、省略のできるところは省略をさせていただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番です。

利用権を設定する農用地につきましては、折立字前原の3筆で、地目は畑、面積については、合計で3,998平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、継続によりまして、畑として1年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者につきましては、資料に記載のとおりでございます。

2番以降からは、新規の案件となっております。

2番、利用権を設定する農用地については、根字清水頭の1筆と折立字南原の1筆の一部となっております。

地目は畑、面積は合計で4,522平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は果樹園、期間は5年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料のとおりとなっております。

続きまして、3番から9番まで、こちらは白井市字堤ノ上の農用地となっております。

利用権を設定する農用地については、まず、3番については7筆、地目は全て田で

す。

面積については、合計で3,262平方メートルです。

設定する利用権については、3番から9番までが同様の内容となっておりまして、使用貸借権となっております。

内容は普通畑、期間は5年となっております。

利用権を設定する者は資料に記載のとおりで、利用権の設定を受ける者につきましては、この資料の3番から9番までが同一の方ということになっております。

続きまして、4番、こちらは1筆で、地目は田、面積は483平方メートルです。設定する利用権と利用権を設定する者、それから利用権の設定を受ける者については、資料のとおりとなっております。

5番につきましては3筆、地目は全て田となっております。

面積は3筆合計で1,262平方メートルです。

設定する利用権、それから利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料のとおりとなっております。

6番につきましては、利用権を設定する農用地、こちらは3筆となっております。地目は田、面積は合計で951平方メートルです。

設定する利用権、それから利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料のとおりとなっております。

続きまして、6番、こちらは利用権を設定する農用地が3筆となっております。

地目は全て田です。

面積については、合計で951平方メートルです。

設定する利用権と利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、資料のとおりとなっております。

続いて、7番、こちらの利用権を設定する農用地については1筆となっております。地目は田です。

面積については、96平方メートルです。

設定する利用権と利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者につきましては、資料のとおりとなっております。

8番です。

こちらにも設定する農用地については1筆となっております。

地目は田、面積は1,685平方メートルです。

設定する利用権と利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、資料のとおりです。

続いて、9番、こちらの利用権を設定する農用地については11筆となっております。地目は全て田となっております。

面積は11筆合計で4,017平方メートルです。

設定する利用権、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者につきましては、資料のとおりです。

10番、利用権を設定する農用地につきましては、富塚字大下ジタの1筆となっており、地目は田、面積は3,367平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は水稻、期間は5年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、資料のとおりです。

最後、11番になります。

利用権を設定する農用地については、根字下郷谷の1筆で、地目は畑、面積は423平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は梨園、期間は10年間となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、資料のとおりでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

2番から11番については、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

2番、10番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いします。

小林幸子委員 推進委員の小林です。

まず、2番のほうですが、義務者の〇〇さんのほうにお電話でお聞きしましたところ、3年前に御主人を亡くしてからは、梨栽培のほうを自分と息子さんで実施していましたが、最近、体の限界もあったということで、やめようというふうに思っていたところ、新規就農を昨年9月に申請しておりました権利者である〇〇さんのほうから、富塚で梨の棚が残ったままの場所を借りたいのだけれども、どこかいいところありませんかということで私に相談がありました。

そこで、以前からやめたいということをお話を聞いていた〇〇さんのほうに相談しましたところ、では貸したいのでということで、お話を進めたところ、2人のほうで合意があり借りることになりました。

〇〇さんにおきましては、富塚市内で以前も新規就農を申請した際に、別の場所も農地を借りておまして、トラクター等は持っており土地の整備は行っていたのですが、そこにはブドウの棚を作ってブドウ栽培をしたいというふうに思っていたのですけれども、ブドウのほうはすぐにできず、ちょうど梨の棚があり、木も植えてあるという状態だったので、そのまま借りて、そこを〇〇さんのほうに指導を受けながら実施を現在しております。

〇〇さんにおきましては、まだ会社勤めをしているのですが、このコロナの影響で

リモートで会議をすることやパソコンでの仕事がほとんどになっているので、奥さんが時折一緒に実施して、農家のほうは、ほとんど来て実施しています。

ですが、昨年農地を借りたところにブルーベリーを今植えているので、ブルーベリーのほうに手がかかって梨の管理が余りできていない状況ですが、本人のやる気だけはかなりありまして、新規就農のほうでお金を借りる手続等もしておりますので、来年は消毒機械や、ほかに必要な機械も購入を予定しており、また販売計画もかなり自分では考えていましたので。

週に2日ぐらいは両親も来て実施してくれるということで、今後、義務者の〇〇さんのほうの指導を受けながら、梨の栽培をしていきたいということでした。

ですので、心配ではありますが、〇〇さんも指導をしていくということなので、問題はないと思います。

次に、10番の下のほうの田んぼですが、こちらにつきましては、義務者の〇〇さんから農業委員会のほうに、以前から貸していた田んぼの耕作をお願いしていた方が、ここ2年ほどは、苗を植えることは植えても管理ができず、稲刈りができていないという状況なので、どなたか別の耕作してくれる方がいないだろうかということで、農業委員会のほうに相談に見えたそうです。

農業委員会のほうで、この田んぼのすぐ近くを耕作している権利者である〇〇さんのほうに声をかけたところ、〇〇さんが、ではやりましょうということで、両方の合意の下、実施することになりました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、11番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井・復担当推進委員の秋本です。

3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番は全て現在、耕作放棄地になっている田んぼでございます。

利用権を受ける〇〇さんから、昨年、この方々から借りたいのでということで相談があり、連絡をお願いしますかということで、6人の方に連絡を取ったところ、了承され、今回の運びになりました。

今回の集積用地は、既に〇〇さんが薬草作りをしている畑の前後の場所になります。現在、〇〇さんが1万3,000平米ほど行っております。

6人とも高齢で耕作できない方や、梨屋さんで田んぼまで手が回らなくなってしまったということで、耕作されていない土地でございます。

皆さん、借りていただいて大変助かるのとのごことでございます。

9番目というところでは、〇〇さん本人の土地でございます。

〇〇さんは、現在1万3,000平方メートルほど薬草作りをしています。

これらの土地を活用して、今後とも拡大したいとのこと。

今作っている土地と、これから借りる土地を合わせますと2万5,000平米、2町5反ほどになります。

今まで雑草ばかりになっていたところが、これによって、またきれいになるなど。

この間もパトロールに行ったところ、大分もう進んでおりまして、きれいになっていました。

したがって、現在のところ、特に問題や苦情も聞いておりません。

したがって、問題のないものと思われまます。

続きまして、11番ですが、利用権の〇〇〇〇さんに伺いました。

きっかけは、〇〇さんのおばさんがもともと作っておったのですが、そのおばさんが高齢になりまして耕すことができなくなったことからの始まりです。

では、なぜ〇〇さんがというところですが、土地が〇〇さんの親の梨畑の隣にありまして、また〇〇さんが今、新規就農で3年、4年目になるのかな、ということで、隣接地で現在、〇〇さんが梨畑を営んでいます。

もう一つは、土地の形状に問題がありまして、この土地が道付きではないため、〇〇〇〇さんがここで作っても利便性がなくて、また面積も小さいということから、〇〇〇〇さんに貸したほうがいいだろうということになったそうです。

したがって、この土地につきましては、新規就農の〇〇〇〇さんが、また少し拡充してやっているということで問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 最適化推進委員の押田ですけれども、3番から利用権の設定を受ける者のこの〇〇なのですけれども、この人の経営面積が、前も結構借りていて、これ100アールじゃ、とても面積が合わないと思うのですよね。

ハウスとか薬草をやっている、この辺、どの程度の誤差でいいのでしょうか。

ここ借りているだけで、さっき言った田んぼを借りているので、1万3,000平米ぐらいとあって、ここで1万2,000ぐらいあるから、これで2万5,000平米、250アールになるのですけれども。

あと既存のたしかハウスとかいろいろあるので、これ修正したほうがいいのじゃないかなと思ひまして。

笠井会長 事務局。

事務局 ここに記載している面積なのですけれども、台帳に載っている面積がこれで、今回、またこの面積が合わせる数になりますから、それプラス、あと自分の土地があるので。

それがまだ会社のほうに貸していない部分もあります。

自分の〇〇さんの名義の土地があって、それと合わせて、先ほど言った2町5反以上に行くようなこととなります。

押田勝巳委員 会社と個人が別々になっているという感じ。

事務局 これは、今会社で持っている100アールというのが、今台帳に載っている会社の面積です。

今回、これに足しますので、またこれを上乗せすることとなります。

押田勝巳委員 会社と個人は別だから。

事務局 あとは、自分の個人の〇〇さんの面積が、また別に持っているという形になります。

押田勝巳委員 分かりました。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定について一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和3年2月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料の1番につきましてですが、根字大松の2筆で、地目は1筆が畑、もう1筆は山林で、現況は畑となっております。

地積については、2筆の合計で2,927平方メートルです。

買取申出者は資料のとおりで、事由につきましては、生産緑地解除申請のためとな

っております。

7ページにつきましては、市長からの生産緑地の取得のあっせんについての依頼文で、8ページが、農業委員会会長から各農業委員及び最適化推進委員宛ての通知文となっております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

それでは、資料の9ページ、報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告します。

令和3年2月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、資料の10ページを御覧ください。

専決処分書になりますが、①につきましては、農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件、②につきましては、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出が1件となっております。

続きまして、報告第2号、こちら11ページになります。

農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

この通知につきましては、表のほうにありますように2件ということになっており

ます。

次に、表紙の次第にお戻りいただきたいと思います。

まず、4の(2)のその他の欄に移ります。

3月の事前審査会と総会の日程について申し上げます。

申請受付の締切りが、2月19日金曜日。

事前審査会については、3月2日火曜日。

今回の担当につきましては、第1班となりまして、午前9時からこちらの災害対策室で開催をいたします。

総会については、3月9日火曜日午後4時から、同じくこの災害対策室で開催をいたします。

事務局からは以上です。

事務局 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人